

## 鎌倉市下水道条例施行規則の一部改正に伴い 除害施設関連の届出様式を変更しました

令和4年(2022年)7月14日に「鎌倉市下水道条例施行規則の一部を改正する規則」を施行したことに伴い、鎌倉市下水道条例施行規則に定められた除害施設関連の届出様式を一部、変更しました。

### 様式変更となった届書等一覧

#### 鎌倉市下水道条例施行規則

##### 第7条の2

- 第5号様式 除害施設新設等届書
- 第6号様式 除害施設等確認通知書
- 第7号様式 除害施設新設等工事完了届書
- 第8号様式 除害施設休止・廃止届書
- 第9号様式 除害施設氏名変更等届書

##### 第7条の3

- 第10号様式 水質管理責任者選任・変更届書

#### 問い合わせ先

鎌倉市都市整備部浄化センター水質管理担当 TEL : 0467-46-8001

yamasui@city.kamakura.kanagawa.jp